

鹿屋市 建築物耐震改修促進計画

概要版



平成 23 年 3 月

鹿屋市

目 次

はじめに.....	1
第 1 章 計画の基本的事項.....	2
第 2 章 鹿屋市における地震の規模・被害の予測.....	3
第 3 章 建築物の耐震化の現状と目標.....	4
第 4 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	5
第 5 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	6
第 6 章 計画の達成に向けて.....	7

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,433名の尊い命が奪われ、昭和56年以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかになりました。このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されました。

わが国においては、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、早急かつ計画的に建築物の耐震化を進めていく必要があります。

本市では、大規模な地震による建築物倒壊の被害から市民の生命や財産を保護すること、また、総合的かつ計画的な耐震化を推進するため、「鹿屋市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画では、市内の新耐震基準に適合していない住宅・建築物の耐震化を計画的に促進するための目標や、展開方針を定め、災害に強い鹿屋市を実現することを目的とします。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断^{*}及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」に基づいて策定します。計画策定においては、「鹿屋市総合計画」、「鹿屋市地域防災計画」などの既往計画との整合を図るとともに、必要に応じて見直しを行なうものとします。

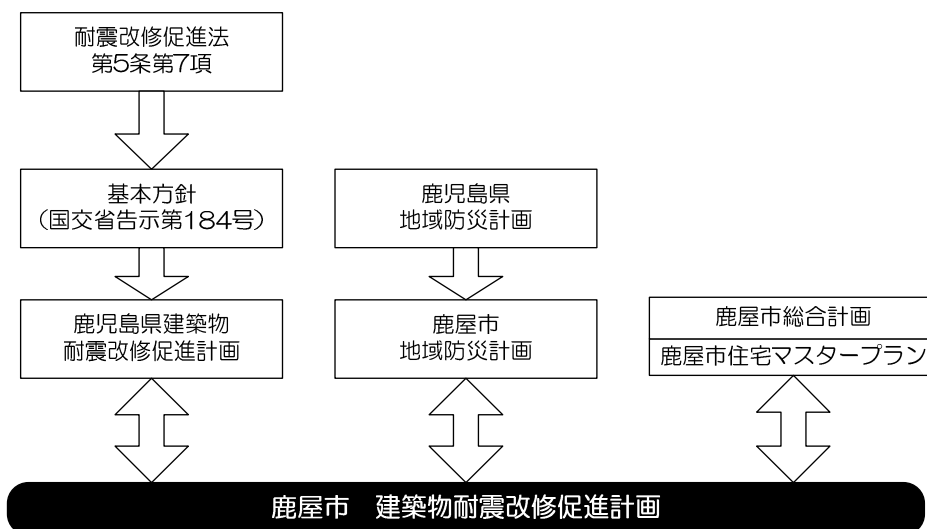


図1 計画の位置付け

第1章 計画の基本的事項

1. 本計画の対象市域及び計画期間

- 本計画の対象市域：鹿屋市内全域
- 本計画の計画期間：平成23年度から平成27年度の5年間
(ただし、次期計画が策定されるまでの期間は、本計画を運用することとし、引き続き既存住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとします。)

2. 対象建築物

表1 対象建築物

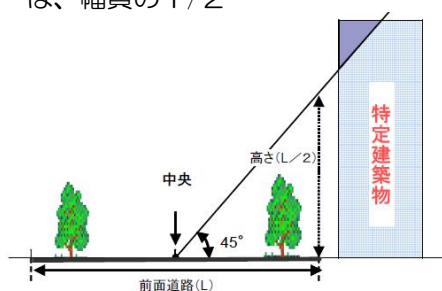
住宅	木造、鉄筋コンクリート造等の構造を問わず、すべての住宅
特定建築物※	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法6条1号建築物) ◆ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法6条2号建築物) ◆ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法6条3号建築物)
市有建築物	防災上重要な拠点となる各庁舎、消防施設、医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校、公民館などの建築物

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

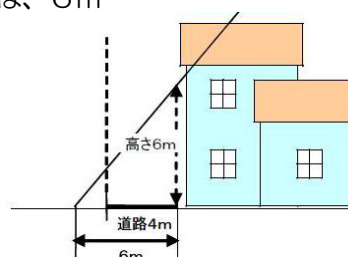
表2 地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	道路名
第一次緊急輸送道路	国道220号、国道269号、国道504号
第二次緊急輸送道路	県道68号(鹿屋吾平佐多線) 県道71号(垂水、南之郷線) 県道73号(鹿屋高山申良線)

○道路幅員12mを超える場合
前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2



○道路幅員12m以下の場合
前面道路幅員が12m以下の場合は、6m



(出典：国土交通省ホームページ)

図2 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

第2章 鹿屋市における地震の規模・被害の予測

1. 鹿屋市の地震被害想定

表3 鹿児島湾直下地震による本市の被害想定（鹿屋市地域防災計画より）

想定項目	単位	被害数
地震動による建物被害	木造	棟 1,895
	非木造	棟 136
	計	棟 2,031
火災による建物被害	焼失	棟 286
人的被害	死者数（建物による）	人 40
	負傷者	人 4,379

2. 地震ハザードマップでの想定地震

地震ハザードマップは、想定地震の中でも鹿屋市に大きな影響を与えると考えられる「鹿児島湾直下地震（M7.1）」及び、内閣府が示す「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」が鹿屋市直下で発生した場合を想定・比較し、より震度の大きい「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」を採用しました。

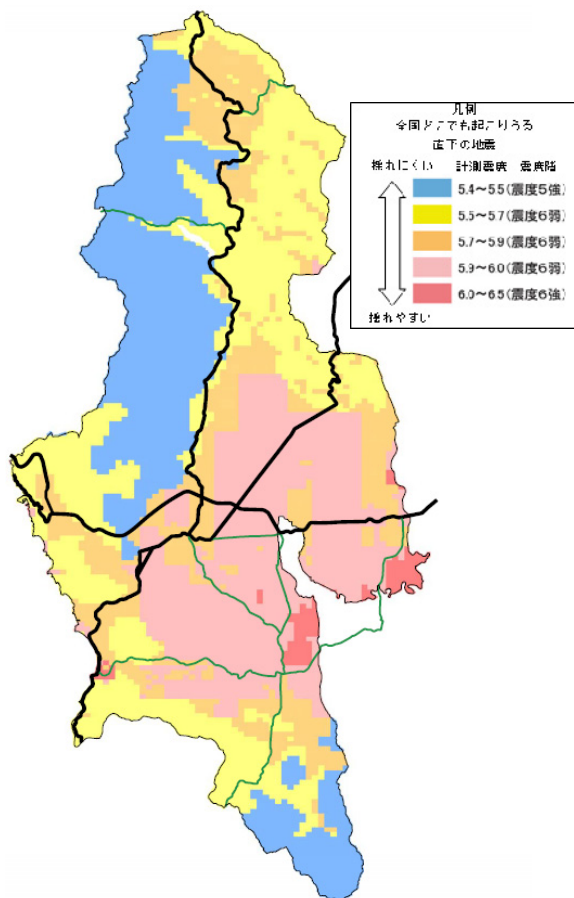


図3 揺れやすさマップ

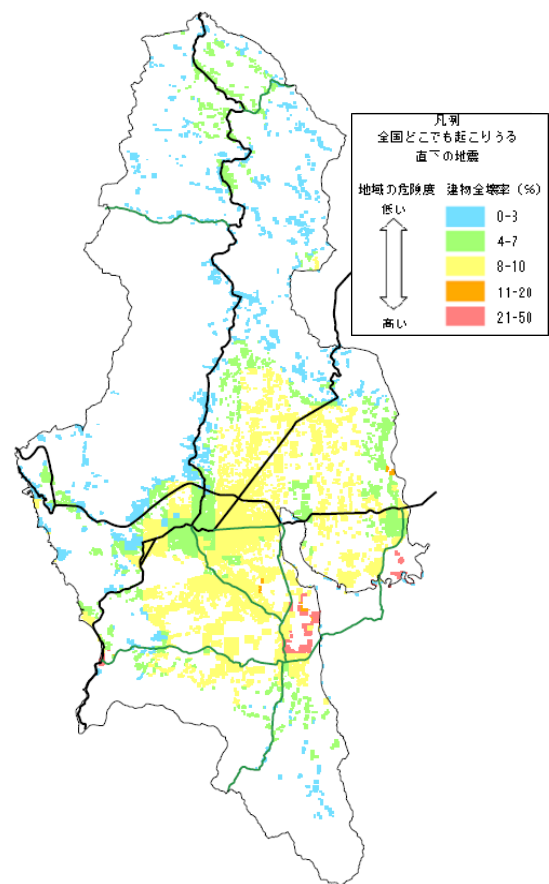


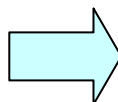
図4 地域の危険度マップ

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

住宅の耐震化の現状

- 建物総数：27,647 棟
- 耐震性を有する建物：19,164 棟 69%

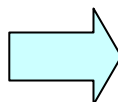


平成 27 年度までに
耐震性を有する住宅の割合を
90%にすることを目標として
住宅耐震改修の促進に取り組む

2. 民間特定建築物の耐震化の現状と目標

民間特定建築物（多数のものが利用 する民間建築物）の耐震化の現状

- 建物総数：150 棟
- 耐震性を有する建物：101 棟 64%



平成 27 年度までに
90%の目標に近づけるように計画的
な耐震化に努める

3. 市有建築物の耐震化の現状と目標

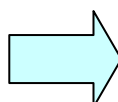
市有建築物の耐震化状況

- 建物総数：842 棟
- 耐震性を有する建物：544 棟 65%

このうち、

市有特定建築物の耐震化状況

- 建物総数：109 棟
- 耐震性を有する建物 81 棟 74%

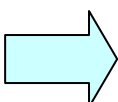


平成 27 年度までに
市有建築物全体で 90%の目標に
近づけるように計画的な耐震化に
努める
災害時の拠点となる各庁舎、病院
や、避難場所となる小・中学校、公
民館などについて、優先的に耐震化
に努める

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状と目標

緊急輸送道路沿道の建物の耐震化の 現状

- 建物総数：139 棟
- 耐震性を有する建物：109 棟 78%



平成 27 年度までに
緊急輸送道路沿道の特定建築物につ
いて県の定める 目標 90%に近づける
よう計画的な耐震化に努めます。

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが重要です。
- 建物所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を整備していきます。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- 防災拠点として重要な役割を果たす庁舎や病院等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先に、耐震化の促進を図ります。
- 国が支援する住宅・建築物耐震改修事業を活用するなど、耐震化に対する取り組みの支援策を検討します。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路の沿道の特定建築物について耐震化に努めます。

4. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境の整備

- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備として、登録されている診断士から適した人材を派遣するなどにより、木造住宅の円滑で公正な耐震診断の促進を図ります。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について、講習会の開催等により普及啓発を図ります。

5. 地震時の建築物の総合的な安全対策

- 建築物に係わる二次的被害の発生防止への対応として、以下の施策について啓発活動を展開していきます。
 - ・エレベーターの閉じ込めに対する安全対策
 - ・家具の転倒防止対策
 - ・窓ガラス・屋外広告物等の落下防止対策
 - ・ブロック塀の安全対策
 - ・地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の防止対策
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備として、大規模地震が発生した場合、市内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。また、市内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県内の応急危険度判定士の派遣を要請し、二次的被害の発生防止に努めます。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 地震ハザードマップの作成・公表

- 本市は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、地震による危険性の程度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（地震ハザードマップ）を作成・公表します。

2. 相談体制の整備・情報の充実

<相談体制の整備>

- 建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための体制整備に努めます。
- 専門的な知識や個別具体的な内容についての相談や、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介する等の支援実施に努めます。

<所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示>

- 建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法等、適切かつ幅広い情報の提供について、建築関連団体や建築技術者等に対して要請するよう努めます。

3. リフォームにあわせた耐震改修の促進

- リフォーム工事に合わせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

4. パンフレット等の作成とその活用

- パンフレットの配布や耐震相談会、その他の機会を通じて、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

5. 市ホームページ・広報誌での広報活動

- 市ホームページや「広報かのや」において、耐震診断・耐震改修についての広報活動を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

6. 自主対策の推進

- 耐震改修の促進と合わせて、室内の安全確保の啓発に努めます。

7. 自治会との連携・取組み支援

- 地域の要請に応じ、自主防災活動に対して助言を行うとともに、耐震改修に係わる情報の提供に努めます。

第6章 計画の達成に向けて

1. 鹿児島県との連携

- 耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁である鹿児島県が行うことになるため、市内特定建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進します。

2. 計画の検証

- 社会情勢の変化等を踏まえ、目標及び計画内容について必要に応じて見直しを行います。

鹿屋市建築物耐震改修促進計画

発行日 平成23年3月

編集・発行 鹿屋市 建設部 建築住宅課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話 0994-43-2111 (代表)

ホームページ <http://www.e-kanoya.net/>



まっすぐかのや